

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第17号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、職員の管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(職の範囲)

第2条 条例第19条第1項の規則で指定する職は、別表に掲げる職とする。

(支給額)

第3条 管理職手当の月額、職員の給料月額にその者が占める職に対応する別表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(職の範囲及び支給額の特例)

第4条 前2条の規定にかかわらず、職務の特殊性その他の事情により広域連合長が特に必要があると認めるときは、広域連合長が別表に掲げる職以外の職を指定し、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額を、当該職を占める職員の給料月額に当該職ごとに広域連合長が定める支給割合を乗じた額とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条―第4条関係）

職	支給割合
事務局長	100分の25
次長	100分の23
課長	100分の20